

大和高田市立病院建替え整備基本構想策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立病院建替え整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向けて幅広い意見を求めるため、大和高田市立病院建替え整備基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本構想の策定に係る事項について必要な意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市立病院病院長
- (3) 総務部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会は、基本構想の策定に係る事項について意見及び専門的な知見を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から委員会が所掌する事務を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市立病院病院長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、又は委員以外の者に資料の提出を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院事務局財務企画課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。